

四、大学院における教育・研究指導の内容・方法と条件整備

1. 教育・研究指導の内容等

(大学院医学研究科の教育課程)

- ・大学院医学研究科の教育課程と理念・目的

【現状】

本学の大学院は、昭和 33 年 5 月 2 日に学位規定を制定し認可申請を行い、同年 7 月 1 日に学位審査権の認可を受け、昭和 35 年 3 月には和歌山県立医科大学大学院設置認可を受けて発足した。大学院学則第 1 条において「和歌山県立医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、医学の理論及び応用を教授研究し、自立して研究活動を行うのに必要な深い学識と高度な研究能力を備えた優れた人材を育成することを目的とする。」と定められ、この目的及び使命の達成を目標としている。

本学が平成 10 年 9 月に統合移転した際に、大学院の専用施設が設置され、先端医学研究所、RI 実験施設、動物実験施設、中央研究機器施設などの大学院支援関連施設の整備も図られた。そして、大学院をさらに整備充実するために大学院整備検討委員会が発足している。さらに、大学院の社会に対する貢献をも考え社会人にも大学院の門戸を解放し、カリキュラム、履修要項、学位規定の運用などが見直されてきた（具体的な内容は後述）。

本学の大学院の充足率は、平成 10 年度は 31 名の入学定員のあるなかで 7 名の入学で 23 %、平成 11 年度は 58 %、平成 12 年度は 45 %、平成 13 年度は 87 %、平成 14 年度は 97 % であり、平成 15 年度は定員を満たす 100 % と上昇してきている。

【点検・評価】

前述した本学大学院の現状を考えた上で、教育課程と理念・目的を点検・評価すると、概ね適切な改善がなされ、そのため充足率も上昇してきたと思われる。しかしながら、これまで多くの医科大学・医学部の大学院医学研究科は、生理系、病理系、社会医学系、内科系、外科系の 5 専攻より構成されているが、医学の著しい進歩と学際性の広がりにより鑑み、これでは現在の研究の実体には則していないことも生じてきた。例えば、形態と機能が分離されるのではなく、形態から機能の変化を見ていこう、機能を追求することで形態の変化を見ていこう、といった両方向性も見られ、研究方法において各教室の垣根が低くなりつつある。ある教室で用いられている研究手法を他教室の大学院学生に発展的に応用させようとするとき、指導体制が教室の枠にとらわれるため基礎技術を十分に習熟させることができないこともありえる。さらに、大学院の目的が先端医学の研究のみならず、より良き地域医療確立のための高度医療職業人育成も考えないといけなくなっている。このため、医師のみでなく、実社会で活

躍している保健医療従事者、企業に働く研究者等に対しても教育の機会を提供し、医療水準の向上に努めることも大学院の任務となりつつある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

このため、将来の改善・改革にむけた方策として、本学の大学院の教育課程、理念・目的をも抜本的に見直さねばならない。そして、本学の大学院では再編整備も含めて現在検討中である。すなわち、大学院の教育・研究体制の抜本的改組を果たし、大学院教育の高度化、拡大を図るような大学院の再編整備を行うことも含め検討することが、本学にとって必要であると考えている。そして、大学院の入学者の更なる増加が望まれる。論文コースで学位を取得しようと思う者が多く大学院生が少ないことは、本学における研究生（甲）の授業料が国立大学や他の多くの公立医科大学・医学部と比較し大幅に低いこととも関係しているのかも知れない。

（研究指導等）

- ・ 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

【現状】

教育・研究指導の内容等については、和歌山県立医科大学大学院学則、和歌山県立医科大学大学院医学研究科履修要項、和歌山県立医科大学学位規程の運用に関する申し合せ、大学院セミナーに関する申し合せ等を作り、規定している。各々の規則等の詳細については、提出資料の平成 15 年度大学院学生要覧にまとめている。以下に、それらの規則等を踏まえて説明する。

大学院学生は、所定の期間（4年間）に専攻の授業科目中 32 単位以上を履修しなければならない。単位は、主、副、特別の科目につき、（1）主科目は 24 単位以上、（2）副科目は 6 単位以上、（3）特別科目は 2 単位以上、組み合わせ合わせて合計 32 単位以上履修しなければならないと定めている。授業は、講義、演習若しくは実験実習等のいずれかにより又はこれらの併用により行っている。単位の基準として、講義については 15 時間の授業をもって 1 単位、演習については 30 時間の授業をもって 1 単位、実験実習については 45 時間の授業をもって 1 単位としている。臨床系専攻の学生についての臨床研修と研究の両方を確保させるための配慮として、臨床系大学院学生が診療、臨床検査、手術、剖検等をしたときは、実習を行ったものとして取り扱っている。

特別科目の単位は、30 時間の講義の受講及び 2 回の大学院セミナー（自身の研究を主とする）での発表をもって 2 単位としている。特別科目の講義は、本学の大学院教員による大学院特別講義、外部講師による大学院特別講義に分けられる。本学の大学院教員による大学院特別講義は平成 13 年度より始まり、

教員が現在実際に行っている研究内容を中心に講義がなされている。外部講師による大学院特別講義は平成 14 年度より始まり、国内からその分野の最先端研究を行っている研究者を招待し講義を行っている。さらに、和歌山県立医科大学先端医学研究所セミナーが年 2 回開催されており、そこでは時には国外からも最先端研究を行っている研究者を招待し講義を行っている。そして、大学院のカリキュラムのさらなる充実をはかるため、平成 15 年度よりは大学院共通科目の講義を行い、医学研究の幅の広い研究方法の知識を大学院生に修得させる予定である。

実際に各教室にて行われている研究内容、講義・演習・実習別の授業科目名と科目内容については、大学院学生要覧に詳しく掲載し、学生に周知している。

本学が重点的に行っている大学院の教育・研究指導の方法として行っているものに、大学院セミナーと研究討議会がある。大学院セミナーとは、学位論文の提出前に大学院生が自分の行っている研究内容を学内公開で 2 回行わなければならない発表のことである。その趣旨は、大学院学生の研究指導を大学院全体で行おうとするもので、広く意見を求めて建設的な議論をすることにより研究内容をさらに充実させ、発展させることにある。研究討議会とは、大学院学生がその研究を完了した時学位論文の提出前に、大学院学生にその研究の成果を口頭で発表させ、研究内容を討議し、その内容が学位請求に適するものかを判定するとともに、その研究者に専門知識及び研究能力があることを確認することを目的として行われるものである。研究討議会には、座長を含め 5 人以上の討議委員より構成され、必要に応じ他学の大学院の教授等も加わっていただいている。討議会は学内に公開され、出席者は討議に加わることができる。

【点検・評価】

前述した本学の現状を考えた上で、教育・研究指導の内容等を点検・評価すると、概ね適切な教育・研究指導がなされていると思われる。しかしながら、本学の大学院教員による大学院特別講義や外部講師による大学院特別講義は最近始まったばかりであり、平成 12 年度以前は、各教室において大学院の教育・研究指導が別個に行われているにすぎなかった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善・改革にむけた方策として、大学院のカリキュラムのさらなる充実を計り、平成 15 年度よりは大学院共通科目の講義を行うこととしている。

さらに本学では、大学院の更なる充実と活性化、存在意義を高めるために、再編整備も含めて作業中である。

2. 教育・研究指導方法の改善

(教育・研究指導の改善)

- ・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

【現状】

Faculty Development (FD) を年間に1回、1泊2日の日程で行い教員の教育方法の改善に努めているが、これは主に学部教育の改善を目的としたものである。大学院のための教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは、今まで大学院生の数が少なかったせいもあり、残念ながら行っていないのが現状である。大学院学生による授業評価の導入も行っていないが、大学院整備検討委員会により数年に一度アンケート調査を行い、大学院学生の意見を聞きそれが大学院授業に反映されるように努めている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善・改革に向けた方策として、大学院の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みも、学部教育のFDと同様に同時に行う必要があると考えている。

- ・シラバスの適切性

【現状】

平成15年度より、各教室にて行われている研究内容、講義・演習・実習別の授業科目名と科目内容、大学院共通科目の講義内容、本学の大学院教員による大学院特別講義の演題名、外部講師による大学院特別講義の演題名等について書いた講義要項を大学院学生要覧として作り大学院生に配付している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善・改革にむけた方策として、この講義要項をさらに詳しい内容に充実させるように検討していかねばならない。

(厳格な成績評価の仕組み)

- ・成績評価法、成績評価基準の適切性

【現状】

教育・研究指導の効果を測定するための方法として、前記に説明した大学院セミナーや研究討議会を学位論文の提出前に行い、大学院全体として評価している。また、各教室では、抄読を担当させ、臨床報告会において報告を担当させ、学会等において研究発表を行わせている。多くの教室では、大学院生に国

際学会にて発表させ、その研究内容の国際的な評価を行わせている。

各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教授が行い、各授業科目の成績は、合格、不合格の2種類としている。

【点検・評価】

教育・研究指導方法の改善を点検・評価すると、大学院の教育・研究指導方法は、各教室独自に指導方法の改善に依拠してきたが大学全体としての取組みが必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善・改革にむけた方策として、大学院学生による授業評価の導入等も考慮すべきである。

3. 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

・博士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

【現状】

本学の学位取得状況は、平成11年度は33名(甲12名、乙21名)、平成12年度は54名(甲15名、乙39名)、平成13年度は27名(甲7名、乙20名)、平成14年度7月までは8名(甲7名、乙1名)であった。尚、学位論文の英文論文比率は、平成11年度は9名が英文で学位論文を提出し27%、平成12年度は8名が英文で学位論文を提出し15%、平成13年度は8名が英文で学位論文を提出し30%であった。

本学にて大学院生が学位授与・課程修了の認定を受けるためには、大学院セミナーと研究討議会にて研究内容を学内公開で発表しなければならない。研究討議会では、大学院学生がその研究を完了した時、大学院学生にその研究の成果を口頭で発表させ、研究内容を討議し、その内容が学位請求に適するものかを判定し、その研究者が専門知識及び研究能力があることを確認する。討議委員は、討議会後1週間以内に発表者の研究内容及び研究能力について判定し、研究討議会の座長の教授に報告することとなっている。もし、大学院学生がその研究内容が不相当とされた場合には、研究内容を再検討の上、再び研究発表を申し込まないといけない。

研究内容が研究討議会承認され、「学位請求論文は、原則として査読者による査読が適正に行われている雑誌に掲載されたもの又は掲載を予定されたものでなければならない」といった条件を満たせば、大学院生は学位を請求することができる。

論文審査および最終試験は、主査1人及び副査2人で構成される論文審査委

員会にて行われる。論文審査および最終試験の結果は医学研究科委員会にて報告され、医学研究科委員会の議決の後、学位記の授与が行われる。

なお、大学院早期修了の制度があり、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとしている。

【点検・評価】

学位授与・課程修了の認定を点検・評価すると、学位の授与は学位請求論文が原則として査読者による査読が適正に行われている雑誌に掲載されたもの又は掲載を予定されたものでなければならず、学位授与方針は適切と考えられる。学位請求者は学位審査までに公開で研究内容を数回発表しなければならず、学位審査の過程は透明性を担保している。また、研究討議会には、必要に応じ他学の大学院の教授等も加わっていただいている。本学の学位取得状況として、大学院の課程を経ず論文コースにての学位取得者が多い。また、学位論文の英文論文比率は、30%以下と低い値を示している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善・改革にむけた方策として、学位論文の英文論文比率が低いことに関しては、既に「和歌山県立医科大学学位規程の運用に関する申し合せ」を改正し、平成18年度よりは「学位請求論文は、原則として英文論文」でなければならないこととしている。